

河川維持に関する令和元年度要望活動（国直轄分）

○上越市では、一級河川関川の河床掘削等の適切な実施について、河川管理者である国土交通省に対して毎年、複数回にわたって要望しています。

令和元年 7 月 19 日 波塚都市整備部長 ⇒国土交通省高田河川国道事務所長

令和元年 7 月 25 日 村山市長 ⇒国土交通省北陸地方整備局長

令和元年 8 月 1 日 村山市長⇒国土交通省（本省）水管理・国土保全局長

令和元年 11 月 19 日 村山市長⇒国土交通省（本省）水管理・国土保全局長

要望書

○別紙のとおり

○上記のほか、市民からの通報をいただく度に高田河川国道事務所に連絡し、しっかりと要望を伝えています。

上越地域の治水対策の推進について（継続）

（要望事項）

「上越地域の治水対策の推進」のため、次の事項について、特段のご配慮をお願いいたします。

1. 関川・保倉川の治水対策の推進について
 - （1）関川・保倉川における国直轄区間の河道の維持
2. 上越地域における中小河川の整備促進について
 - （1）関川水系河川の整備の促進
 - （2）柿崎川水系河川の整備の促進

（要望理由等）

上越地域の河川は、甚大な被害をもたらした平成7年7月の豪雨など、度重なる水害を受け、これまで激甚災害対策特別緊急事業などによる改修事業が進められてまいりました。しかしながら、未だに改修整備が必要な河川が数多くあり、平成29年7月1日から4日にかけての豪雨及び10月23日の台風第2



令和元年東日本台風に伴う豪雨
関川水系矢代川の堤防決壊
（上越市西田中地内）

1号、そして令和元年東日本台風など、近年大変多くの浸水被害が発生しているところであります。

特に、令和元年東日本台風では関川本川の水位が氾濫危険水位に達するなど、多くの河川で極めて危険な事態となり、流域の住民に避難指示・勧告を発令しております。また、支川である矢代川においては、堤防決壊により濁流が流入するなど、河川整備等治水対策事業の促進が喫緊の課題となっている状況であります。

関川本川については、過去の大水害を受け、築堤等の整備が進められてきましたが、洪水を安全に流下させるためには、国が管理する関川・保倉川における堆積土砂の撤去等河道の維持が必要であります。

また、関川水系の飯田川、桑曾根川、瀧川及び柿崎川水系の柿崎川、吉川など新潟県が管理する中小河川においては、改修事業が進められているものの、多くの区間では河川整備計画規模の豪雨に対応できる能力を持たない状況であり、治水安全度の向上が必要不可欠であります。

現在、国による「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の実施により、治水対策の取組が進むものと考えておりますが、沿川地域住民の生命・財産を守り、企業等が安心して立地できる安全性の確立を図るためには、3か年緊急対策以後も継続的に実施していくことが必要不可欠であり、治水対策の推進について、特段のご配慮をお願いいたします。



**平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨
関川水系保倉川
(上越市頸城区鶺ノ木地内)**



**平成 25 年 9 月台風第 18 号に伴う豪雨
関川水系矢代川の堤防決壊
(妙高市栗原地内)**

治水事業の実施により地域の発展に寄与

- 関川は昭和 44 年（1969 年）に一級河川に指定されてから 50 年を超えたが、これまで激甚災害対策特別緊急事業（S57 洪水激特事業）の採択も合わせた一連区間の大規模な引き堤改修を実施した結果、氾濫頻度の減少とともに沿川の開発が著しく進展し、市街化区域も徐々に拡大
- 特に上源入・下源入・下門前地区では近年新たに宅地開発が進み、昭和 56 年からの 38 年間に約 1,500 戸の住宅が建設、今なお、盛んに着工数が増加

昭和 57 年 9 月洪水による
浸水状況
(高田基準点：約 2,460m3/s)

床上浸水	2,738 戸
床下浸水	4,472 戸

上源入・下源入
下門前地区

昭和 50 年 (1975)

引き堤実施

平成 24 年 (2012)

公共・商業施設
宅地開発

① 引き堤事業により沿川の開発が進展

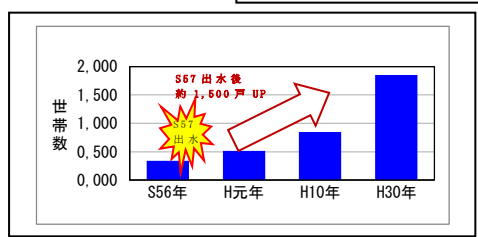
②

昭和 57 年 (1982) 洪水

平成 7 年 (1995) 洪水

② 改修した藤巻地区では平成 7 年洪水で被害なし

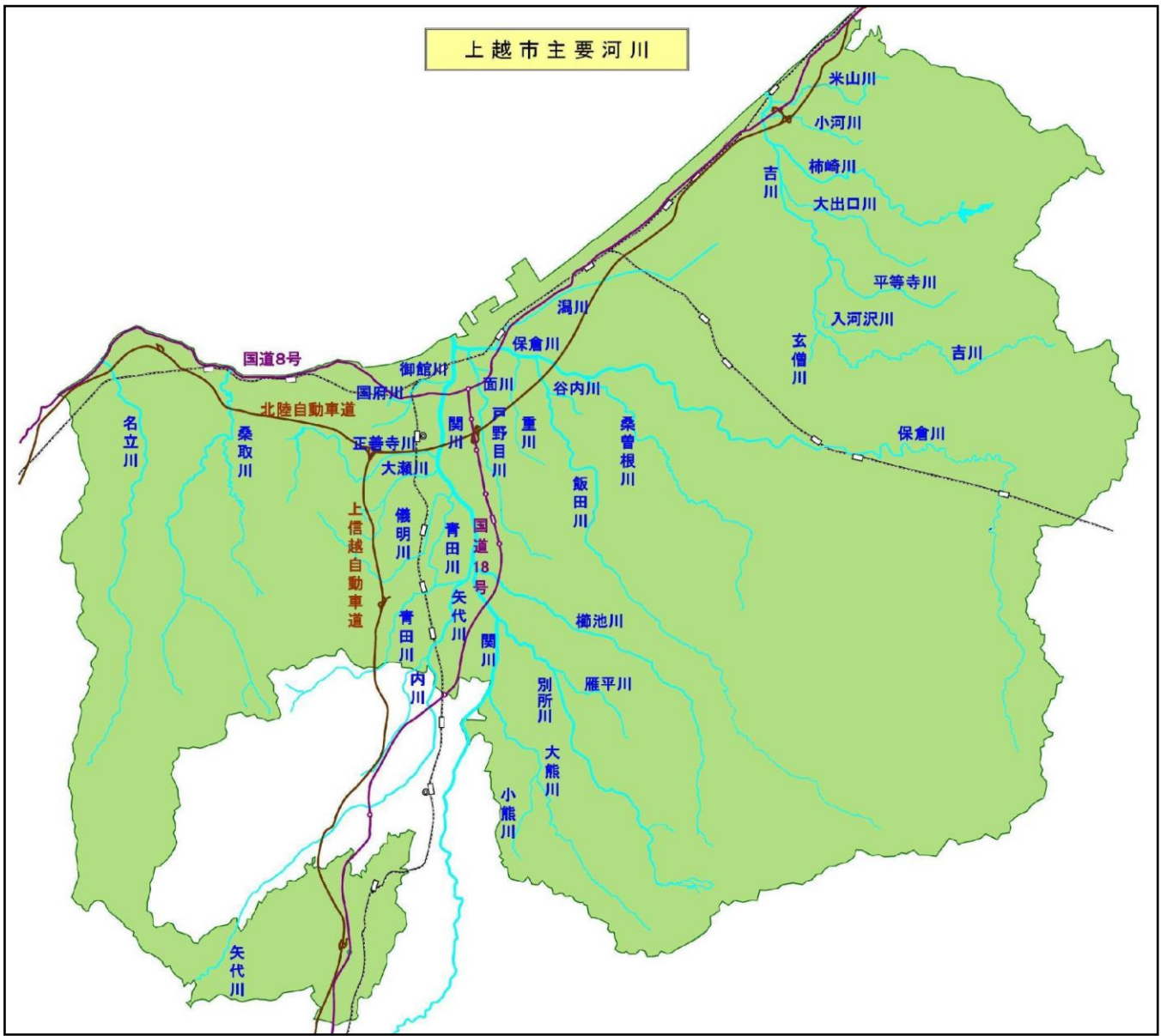
地域の安全度向上による産業立地等の促進



上越市長 村山秀幸 コメント

降雨状況が局地化、集中化、激甚化している中、いつ災害が発生してもおかしくない。上越地域における治水安全度の向上が必要不可欠な状況である。

上越市主要河川



儀明川ダムに関する令和元年度要望活動

○上越市では、儀明川ダムの整備促進について、事業主体である新潟県に対して毎年、複数回にわたって要望しています。

令和元年 5 月 27 日 波塚都市整備部長 ⇒ 上越地域振興局地域整備部長

令和元年 7 月 29 日 波塚都市整備部長 ⇒ 上越地域振興局長

令和元年 7 月 29 日 村山市長 ⇒ 新潟県土木部長

○また上越市では、儀明川ダムの整備促進について、許可権者である国土交通省に対して毎年、複数回にわたって要望しています。

令和元年 7 月 19 日 波塚都市整備部長 ⇒ 国土交通省高田河川国道事務所長

令和元年 7 月 25 日 村山市長 ⇒ 国土交通省北陸地方整備局長

令和元年 8 月 1 日 村山市長 ⇒ 国土交通省（本省）水管理・国土保全局長

令和元年 11 月 19 日 村山市長 ⇒ 国土交通省（本省）水管理・国土保全局長

要望書

○別紙のとおり

儀明川ダムの建設促進について（継続）

（要望事項）

「儀明川ダムの建設促進」について、特段のご配慮をお願いいたします。

（要望理由等）

儀明川は、上越市の高田地区中心市街地を流れる一級河川であり、昭和40年9月の台風第24号では、河川から溢れた水により高田市街地で甚大な被害が発生し、その後も儀明川流域では浸水被害が頻発してきました。

度重なる水害を受け、これまで儀明川の改修が進められてきましたが、平成29年10月の台風第21号では、儀明川から溢れた水が市街地へ流れ込み、令和元年東日本台風でも同様の状況が起こるなど、未だに満足な能力を持たない状況であります。

このようなことから、特に流下能力が不足している溢水箇所においては、河川改修に伴う設計が進められているところではありますが、市街地の安心安全を確保するには、中心部から約3kmと近接し、都市災害の防止の観点からも非常に重要な位置づけとなっている儀明川ダムの早期の整備が必要です。

併せて、当地域は全国有数の豪雪地帯でありながら、地盤沈下地域であるため、地下水を利用した消雪パイプの新設や延伸を行うことは難しく、代替として流雪溝による克雪対策を進めているところではありますが、その水源を確保するためにも儀明川ダムが必要不可欠であります。

このため、儀明川ダムは、治水対策としての緊急性、必要性はもとより、克雪用水を確保する意味からもその重要度は高いことから、儀明川ダム建設事業の本体着工について、特段のご配慮をお願いいたします。

儀明川ダム事業について

令和2年6月29日

新潟県上越地域振興局地域整備部

儀明川ダム概要（位置図）



● 儀明川ダムの建設目的

- 1) 洪水調節
- 2) 流水の正常な機能の維持
- 3) 克雪用水

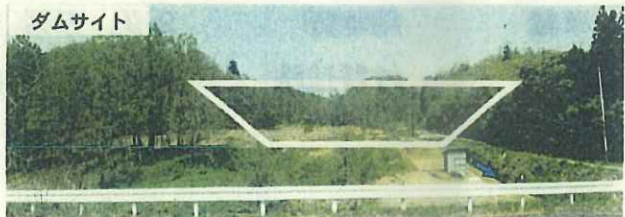
● 儀明川ダムの諸元

位置：上越市大字向橋（むかばし）
型式：重力式コンクリートダム
堤高：36.8m
集水面積：8.6km²（儀明川4.6km²+沢山川4.0km²）

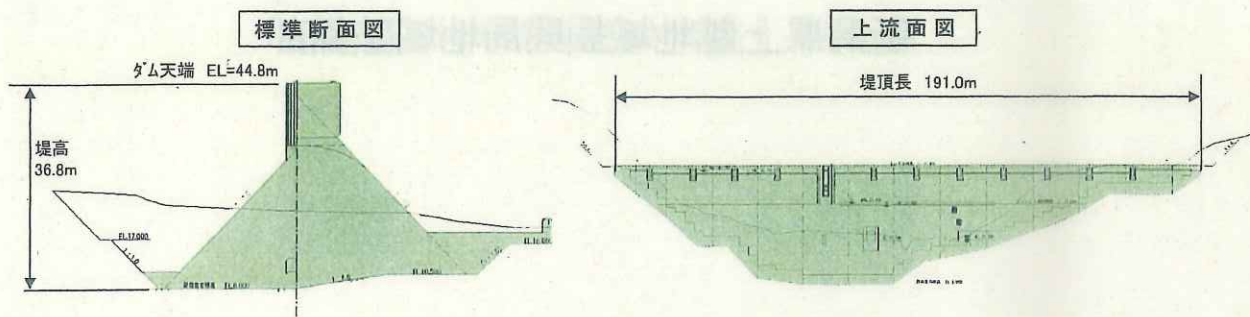
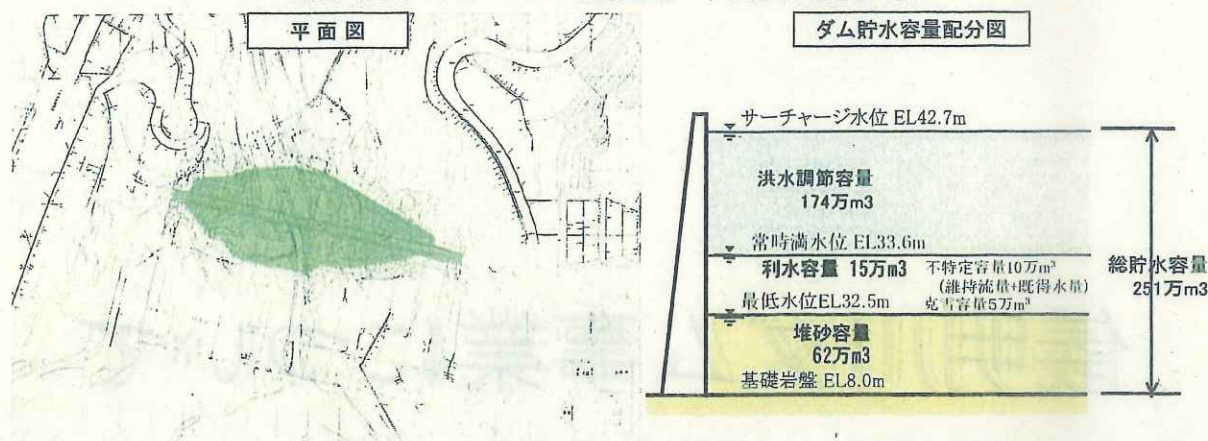
● 儀明川ダム事業費

ダム事業費：238億円（多目的）
（費用：河川+克雪）

ダムサイト



儀明川ダム概要（構造図）



儀明川ダムのこれまでの流れと事業の進捗

1 これまでの流れ

- S57 実施計画調査採択（ダム計画検討、水文・地質調査等・概略設計）
- S62 治水ダム建設事業採択
- H2 概略設計に基づくダム建設位置及び形式の国承認（基本設計会議）
- H5 付替市道着手（～H29）
- H9 全体計画承認（治水ダム）
- H26 全体計画変更承認（治水ダム→多目的ダム）
- H30～ 実施設計に向けた地質調査等に着手

2 事業の進捗（R1まで）

事業費	33.9	
事業	38.9 %	(80.7億円/238億円)
用地費	99.5 %	(残：沢山川分水堰)
付替道路	57.1 %	(約4km/約7km)

上越市雨水管理総合計画 (抜粋)

平成31年3月

上 越 市

目次（計画の構成）

I	現状と背景	1
II	目的と位置付け	2
1	策定の目的	
2	計画の位置付け	
3	計画の対象区域	
4	計画期間	
5	基本方針	
6	対策の適用範囲	
III	雨水幹線整備編	5
1	整備方針	
2	整備対象区域	
3	評価方針・基準	
4	評価結果	
5	雨水幹線整備排水区の整備手法	
IV	排水ポンプ整備編	12
1	整備方針	
2	整備対象区域	
3	評価基準	
4	評価手順	
5	評価結果	
V	応急対策編	16
1	対策方針	
2	対策対象区域	
3	評価基準	
4	評価手順	
5	対策事例	
VI	ソフト対策編	19
1	対策方針	
2	主な対策と手法	
VII	計画の実現に向けて	20
VIII	参考資料	20

※ 当計画における年の表記は、新元号が未定であるため、改元が予定されている日以降の年についても「平成」としています。

I 現状と背景

当市の下水道事業は、これまで汚水整備を優先的に実施してきた。一方、雨水整備については、雨水幹線の整備を継続的に実施しているものの、厳しい財政状況の下、まとまった事業費を確保することが困難であることから、全体としては進んでいない。(表1-1)

近年、異常降雨が原因で全国的に多くの浸水被害が発生している。市内でも同様の浸水被害が多く発生しており(表1-2、図1-1)、これらを解消・軽減するための対策が求められている。

国では、このような被害の解消・軽減を図ることを目的とし、平成27年度に下水道法及び水防法を改正し、浸水対策をソフト・ハード両面から重点的に推進するため、複数のガイドラインを策定するとともに、社会資本整備総合交付金に浸水対策への支援を強化するメニューを創設した。

市では、これまでも浸水被害が発生した箇所の評価を行い、整備の優先度を定めた中で、浸水対策を進める計画策定を検討してきたが、国の新たな支援を受け、これらを活用し、浸水対策を更に効率的かつ効果的に実施するため、「上越市雨水管理総合計画」を策定することとした。

これにより、早期の浸水被害の解消・軽減に取り組むとともに、行政と住民が連携した自助・共助による対策を取り入れることで、地域の防災力を高め、災害に強い都市構造を構築し、市民の安全安心な生活を確保する。

表1-1 主要な雨水幹線の整備状況

処理区	計画延長 (km)	整備済延長 (km)	整備率 (%)
上越処理区 (頸城区含む)	45.9	17.6	38
柿崎処理区	1.5	1.5	100
大潟処理区	2.5	1.8	72
計	49.9	20.9	42

※ 雨水幹線：集水面積20ha以上の大規模な雨水排水路

※ 計画延長：公共下水道事業計画(雨水)の延長

※ 各処理区の小・中規模な雨水排水路(集水面積20ha未満)は未整備箇所

表1-2 近年の主な浸水被害報告状況 ※1

日付	H18. 10. 29	H28. 7. 26~27	H29. 10. 23
降雨量	91.0 mm/h ※2 117.0 mm/日	60.0 mm/h 242.5 mm/日 ※3	19.5 mm/h 145.5 mm/日
床上・床下浸水 () ※4	352件 (350件)	119件 (104件)	226件 (191件)
道路冠水 () ※4	— 箇所 (— 箇所)	46箇所 (33箇所)	41箇所 (29箇所)



図1-1 浸水状況

※1 被害件数は、水害統計及び危機管理課で集約した情報等を基に記載。H18年の道路冠水は短時間降雨であったため、箇所数は不明

※2 高田観測所の観測史上1位(1時間降雨量の最大値)

※3 高田観測所の観測史上2位(24時間降雨量の最大値)

※4 () 書きは市全体のうち、上越処理区内の浸水被害件数及び箇所数

II 目的と位置付け

1 策定の目的

雨水管理総合計画は、多発する浸水被害への対策を効率的かつ効果的に進め、早期に浸水被害の解消・軽減を図ることを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、第6次総合計画における政策分野別の取組のうち、災害に強い居住環境の構築を実現するための各種整備計画として位置付ける。

目標の設定に当たっては、財源の裏付けとなる上越市財政計画と整合を図るとともに、上越市都市計画マスタープランと連携を図りながら取り組む。

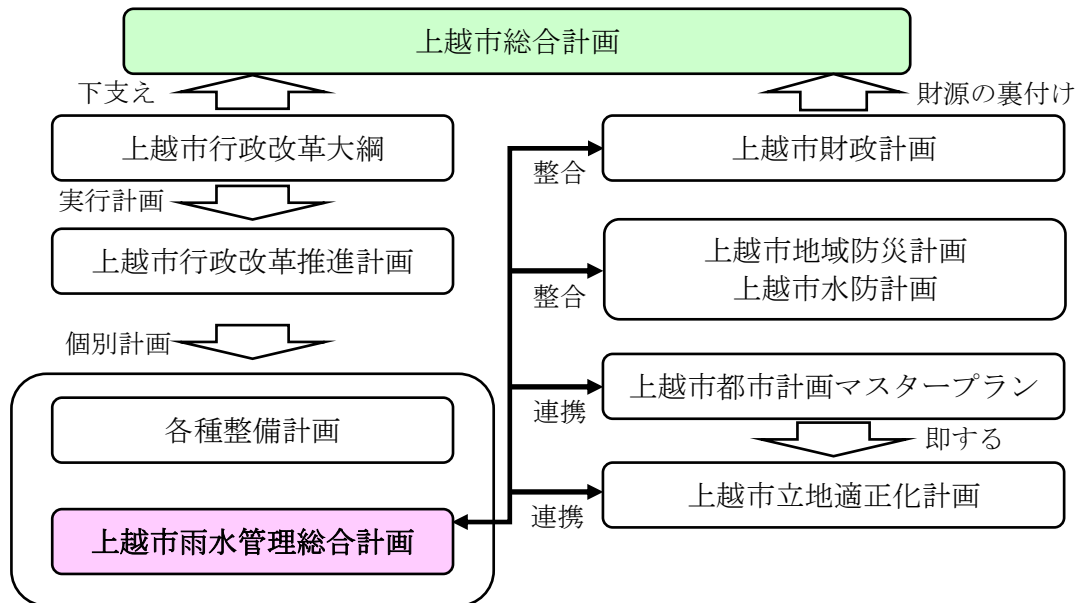


図 2-1 上越市雨水管理総合計画の位置付け

3 計画の対象区域

上越市全域を対象とする。

4 計画期間

本計画の期間は、平成 31 年度から平成 50 年度までの 20 年間とする。ただし、今後新たに発生する浸水被害や社会情勢の変化等を踏まえ、5 年に 1 回を基本として適宜ローリング（見直し）を行う。

5 基本方針

市民の安全安心な生活を確保するため、浸水被害の早期解消・軽減を目指し、その地域の状況にあった適切な対策を計画的に実施する。

本計画を着実に実施するため、次の 4 つの対策を計画的に行う。(図 2-2)

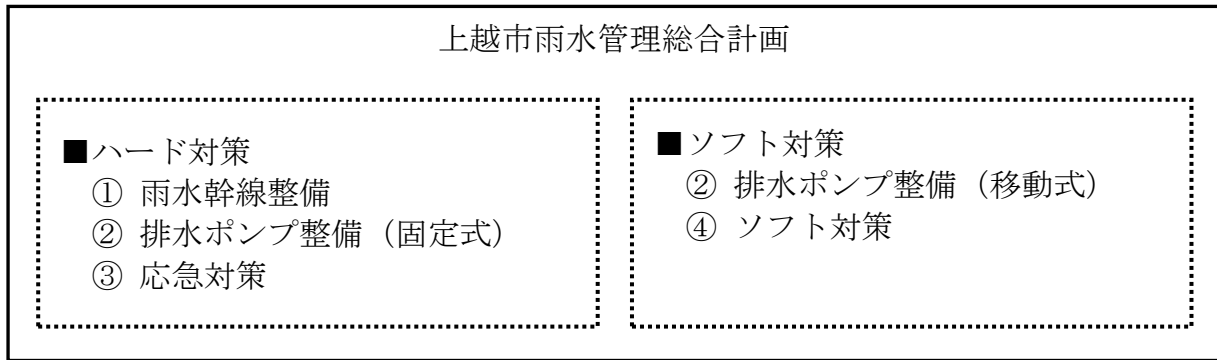


図 2-2 計画の構成

【4つの対策】

① 雨水幹線整備

公共下水道事業計画に基づく雨水幹線等の整備が遅れている現状から、各地区の浸水リスクの評価を行い、優先順位の高い地区において、効率的かつ効果的に雨水幹線の整備を行う。

② 排水ポンプ整備

河川の水位上昇に伴い発生する浸水被害に対し、浸水シミュレーションを行い、排水ポンプの必要性と優先度を明確化し、必要な排水ポンプの整備を行う。

③ 応急対策

雨水幹線等の改修によらず、軽微な改修により浸水被害の軽減に大きな効果を得ることができるものや、新たに発生した浸水被害で、早急に対策を行う必要があるものに対して応急的な対策を行う。

④ ソフト対策

ハード整備だけでは対応が困難な浸水被害に対し、被害を最小限に抑えるため、水位観測情報の収集・提供など市民へ安全な避難を促すためのソフト的な対策を行う。

6 対策の適用範囲

各地区における対策の適用範囲は下図のとおりとする。

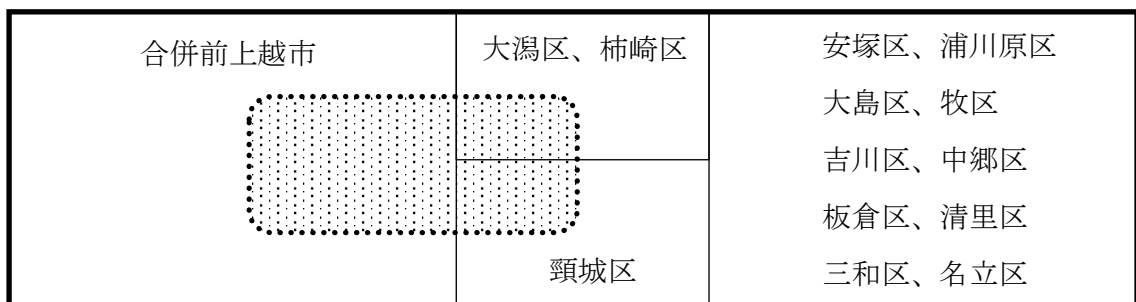


図 2-3 対策の適用範囲

凡 例

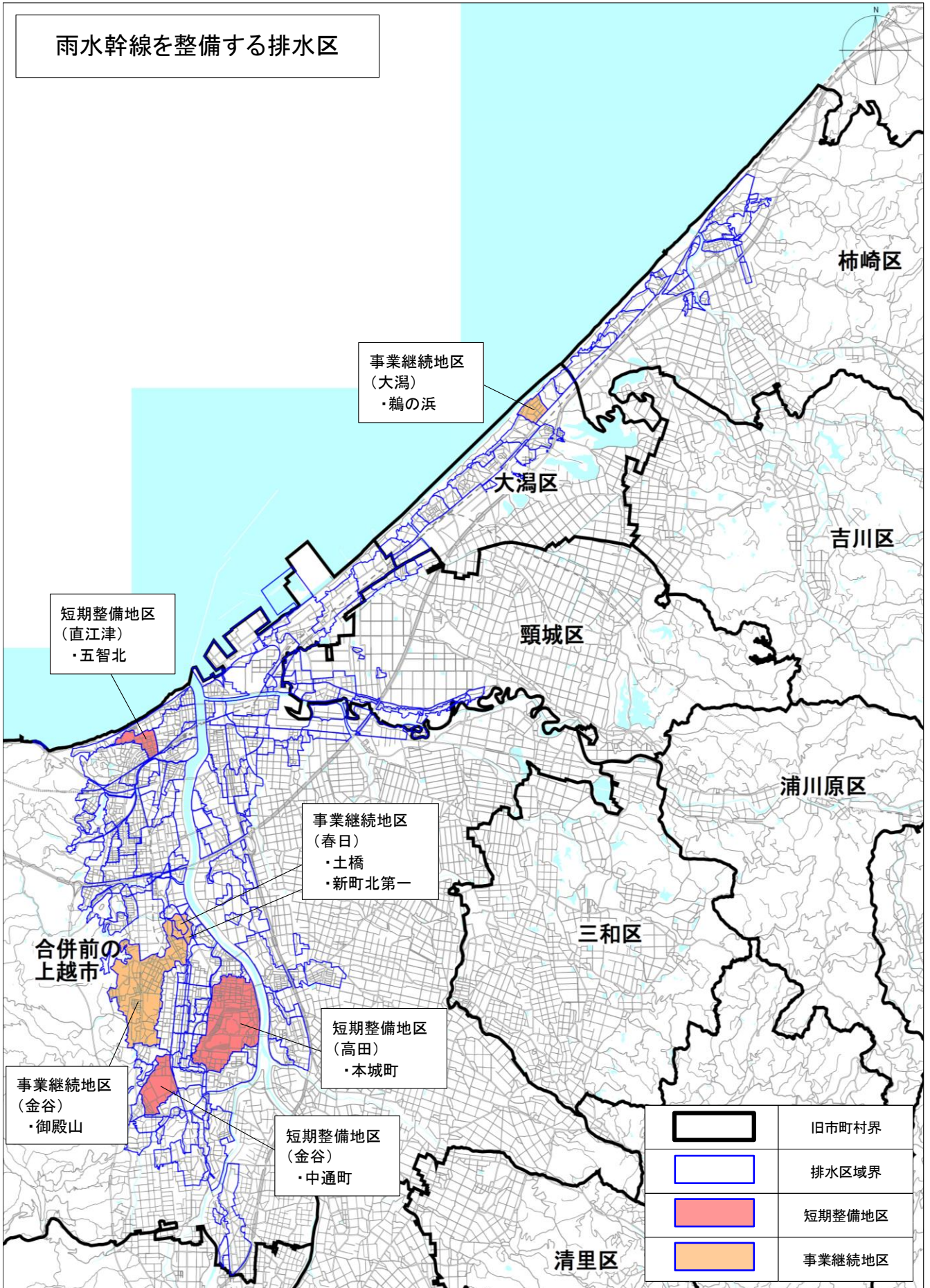


雨水幹線整備・・・公共下水道事業計画（雨水計画）の区域を対象



排水ポンプ整備・応急対策・ソフト対策・・・上越市全域を対象

雨水幹線を整備する排水区



柿崎区

事業継続地区
(大潟)
・鵜の浜

大潟区

吉川区

短期整備地区
(直江津)
・五智北

頸城区

浦川原区

事業継続地区
(春日)
・土橋
・新町北第一

合併前の
上越市

三和区

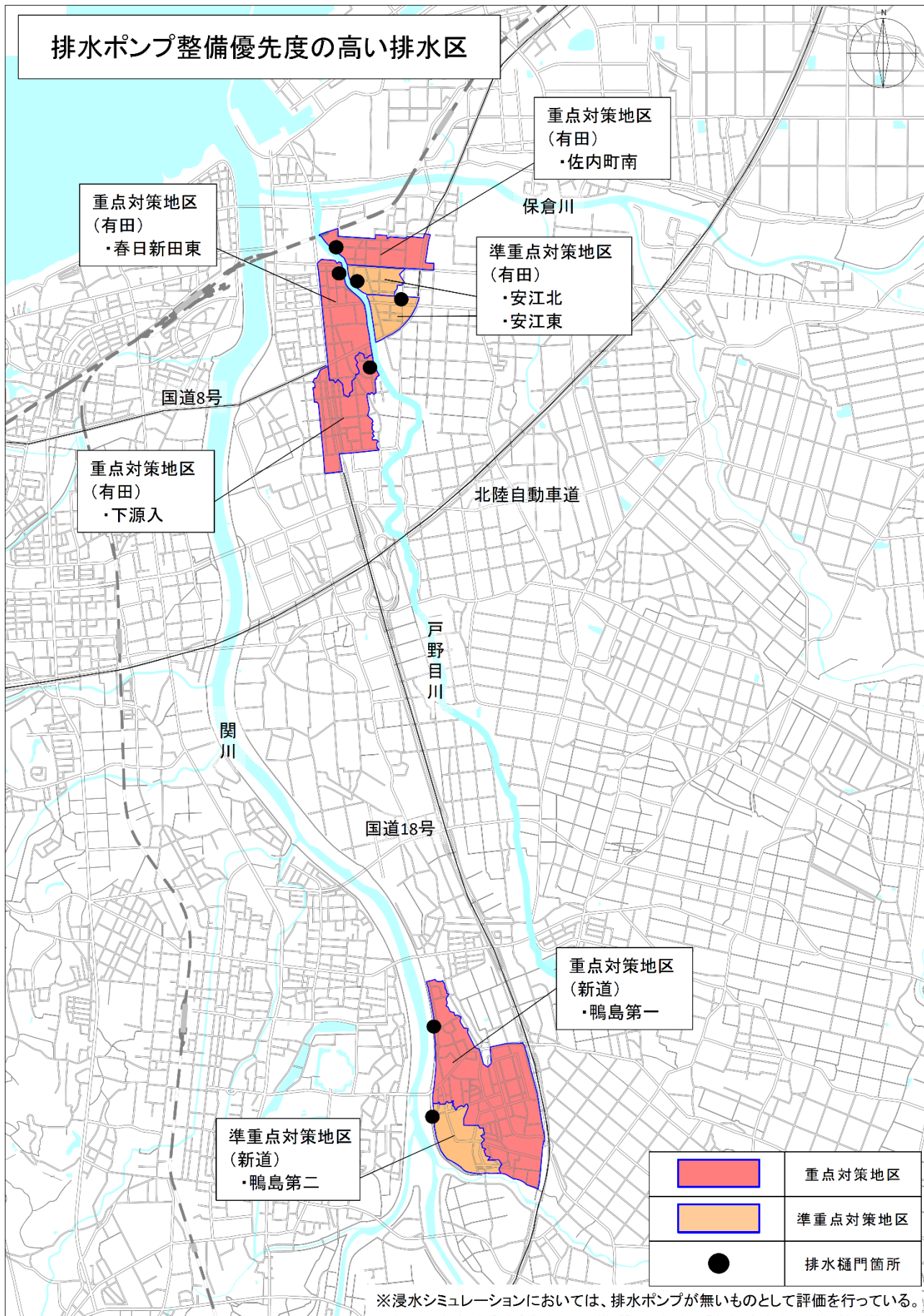
事業継続地区
(金谷)
・御殿山

短期整備地区
(高田)
・本城町

短期整備地区
(金谷)
・中通町

清里区

排水ポンプ整備優先度の高い排水区



重点対策地区
(有田)
・春日新田東


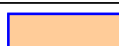

重点対策地区
(有田)
・佐内町南

準重点対策地区
(有田)
・安江北
・安江東

重点対策地区
(有田)
・下源入

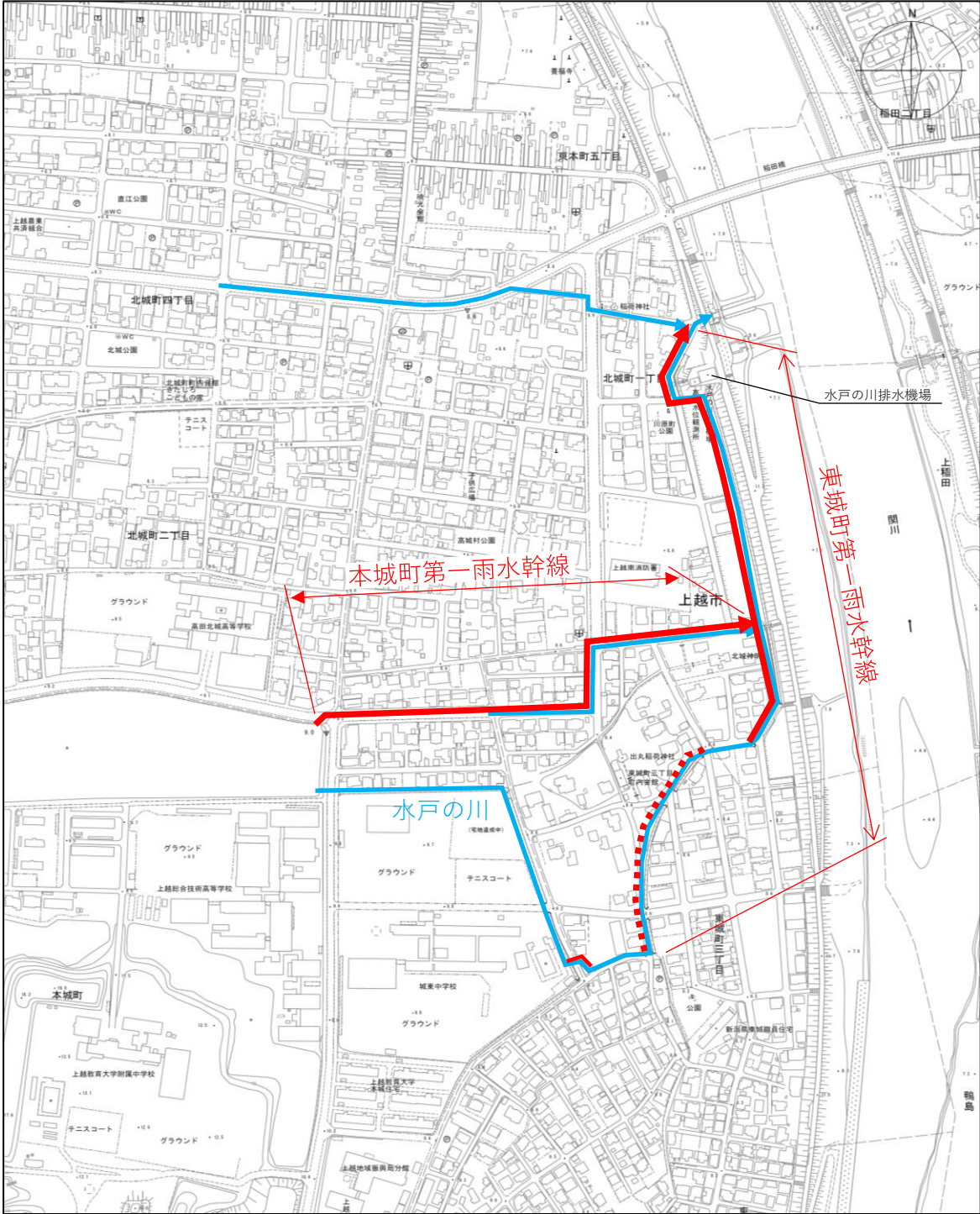
重点対策地区
(新道)
・鴨島第一




準重点対策地区
(新道)
・鴨島第二

	重点対策地区
	準重点対策地区
	排水樋門箇所

※浸水シミュレーションにおいては、排水ポンプが無いものとして評価を行っている。

本城町排水区 雨水幹線位置図



	既設排水路
	整備箇所（新設、改修）
	整備箇所（既設排水路を活用）